

<参考例>

(圧縮空気用)

高圧ガス販売計画書

1 販売するガスの種類 圧縮空気

2 販売の目的 スキューバダイビング等呼吸用

3 販売の方法

一般高圧ガス保安規則第 40 条の規定に基づき、次に従って高圧ガスを販売します。

- ① 高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備えます。
- ② 充てん容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ当該ガスが漏洩しないものを持っています。

4 容器置場 (有 ・ 無)

(1) 面積 m^2

25 m^2 以上の場合 → 第一種置場距離 m 第二種置場距離 m

(2) 貯蔵容積 m^3

(\uparrow の容器) × (本) × 0.001 × (充てん圧力 Mpa) × 10 = m^3

(\uparrow の容器) × (本) × 0.001 × (充てん圧力 Mpa) × 10 = m^3

(3) 貯蔵の方法

一般高圧ガス保安規則第 18 条に定める技術上の基準に従って貯蔵します。

- ・ 充てん容器等は、充てん容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置きます。
- ・ 容器置場には、計量器等作業に必要なもの以外の物を置きません。
- ・ 充てん容器は常に摂氏 40 度以下に保つようにします。
- ・ 充てん容器等には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ粗暴な取扱をしません。
- ・ 充てん容器等は、容器置場以外に置きません。
- ・ 販売に伴う積み卸しのため、やむを得ず容器置場以外に一時的に充てん容器を置く場合は、確実に監視できる体制をとり、盗難等されないようにします。

(4) 貯蔵する容器 (自己所有のもの ・ レンタルしてるもの ・ 販売相手先のもの)

5 帳簿類

一般高圧ガス保安規則第 95 条第 3 項に基づき帳簿を備え記載及び保存をします。

6 消費者への周知

一般高圧ガス保安規則第 38 条の規定に基づき、消費者に対して、消費する高圧ガスによる災害発生防止に必要な次の事項を周知します。

- ① 使用する消費設備のその販売する高圧ガスに対する適応性に関する基本的な事項
- ② 消費設備の操作・管理・点検に関し注意すべき基本的な事項
- ③ 消費設備を使用する場所の環境に関する基本的な事項
- ④ 消費設備の変更に関し注意すべき基本的な事項
- ⑤ ガス漏れを感知した場合、その他高圧ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に消費者のとるべき緊急の措置及び販売事業者等に対する連絡に関する基本的な事項
- ⑥ その他高圧ガスによる災害発生防止に関し必要な事項

7 保安教育

高圧ガス保安法第 27 条第 4 項の規定に基づき、従業者に保安教育を施し、かつ、その実施結果を記録及び保存します。

8 警戒票 次の警戒標等を掲げます。

高圧ガス販売事業所	高圧ガス容器置場	高圧ガス	無断立入禁止
-----------	----------	------	--------

車両の前後(面積 600 cm²)

9 高圧ガスの移動

高圧ガスを消費場所等へ移動するときには、一般高圧ガス保安規則第 48 条に基づき、次の移動の基準を遵守します。

- ① 充てん容器等を車両に積載して移動するときは、当該車両の見やすいところに警戒票を掲げます。
- ② 充てん容器等は、その温度を常に 40 度以下に保つようにします。
- ③ 一般複合容器等であって当該容器の刻印等に示された年月から 15 年を経過したものを高圧ガスの移動に使用しません。
- ④ 充てん容器等には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしません。
- ⑤ 充てん容器等を車両に積載して移動する場合において、駐車するときは、当該充てん容器等の積み卸しを行うときを除き、第一種保安物件の近辺及び第二種保安物件が密集する場所を避け、かつ、交通量が少ない安全な場所に運びます。また、移動監視者又は運転者は、食事その他やむを得ない場合を除き、当該車両を離れません。

【記入例】

高圧ガス販売計

[一口メモ]
取り扱うガスを記載すること。

1 販売するガスの種類 圧縮空気、酸素濃度 40%未満の呼吸用ガス（空気を除く）

2 販売の目的 スキューバダイビング等呼吸用

3 販売の方法

一般高圧ガス保安規則第 40 条の規定に基づき、次に従って高圧ガスを販売します。

- ① 高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備えます。
- ② 充てん容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ当該ガスが漏洩しないもの

[一口メモ]
容器置場は設けない場合は、「無」に○（マル）をし、それ以降の(1)~(4)の記載は不要です。

4 容器置場（ 有 ・ 無 ）

(1) 面積 30 m²

25 m²以上の場合 → 第一種置場距離 15 m 第二種置場距離 25 m

(2) 貯蔵容積 19 m³

(5 個の容器) × (10 本) × 0.001 × (充てん圧力 19 Mpa) × 10 = 9.5 m³

(10 個の容器) × (5 本) × 0.001 × (充てん圧力 19 Mpa) × 10 = 9.5 m³

(3) 貯蔵の方法

一般高圧ガス保安規則第 18 条に定める技術上の基準に従って貯蔵します。

- ・ 充てん容器等は、充てん容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置きます。
- ・ 容器置場には、計量器等作業に必要なもの以外の物を置きません。
- ・ 充てん容器は常に摂氏 40 度以下に保つようにします。
- ・ 充てん容器等には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ粗暴な取扱をしません。
- ・ 充てん容器等は、容器置場以外に置きません。
- ・ 販売に伴う積み卸しのため、やむを得ず容器置場以外に一時的に充てん容器を置く場合は、確実に監視できる体制をとり、盗難等されないようにします。

(4) 貯蔵する容器（ 自己所有のもの ・ レンタルしてるもの ・ 販売相手先のもの ）

5 帳簿類

一般高圧ガス保安規則第 95 条第 3 項に基づき帳簿を備え記載及び保存をします。

[一口メモ]

貴事業所で使用する「周知文書」とその内容が合致しているか確認すること。

6 消費者への周知

一般高圧ガス保安規則第 38 条の規定に基づき、消費者に対して、消費する高圧ガスによる災害発生防止に必要な次の事項を周知します。

- ① 使用する消費設備のその販売する高圧ガスに対する適応性に関する基本的な事項
- ② 消費設備の操作・管理・点検に関し注意すべき基本的な事項
- ③ 消費設備を使用する場所の環境に関する基本的な事項
- ④ 消費設備の変更に関し注意すべき基本的な事項
- ⑤ ガス漏れを感知した場合、その他高圧ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に消費者のとるべき緊急の措置及び販売事業者等に対する連絡に関する基本的な事項
- ⑥ その他高圧ガスによる災害発生防止に関し必要な事項

7 保安教育

高圧ガス保安法第 27 条第 4 項の規定に基づき、従業者に保安教育を施し、かつ、その実施結果を記録及び保存します。

[一口メモ]

実際に掲示する警戒標を記載すること。

8 警戒票 次の警戒標等を掲げます。

高圧ガス販売事業所

高圧ガス容器置場

高圧ガス

無断立入禁止

車両の前後(面積 600 cm²)

9 高圧ガスの移動

高圧ガスを消費場所等へ移動するときには、一般高圧ガス保安規則第 48 条に基づき、次の移動の基準を遵守します。

- ① 充てん容器等を車両に積載して移動するときは、当該車両の見やすいところに警戒票を掲げます。
- ② 充てん容器等は、その温度を常に 40 度以下に保つようにします。
- ③ 一般複合容器等であって当該容器の刻印等に示された年月から 15 年を経過したものを高圧ガスの移動に使用しません。
- ④ 充てん容器等には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしません。
- ⑤ 充てん容器等を車両に積載して移動する場合において、駐車するときは、当該充てん容器等の積み卸しを行うときを除き、第一種保安物件の近辺及び第二種保安物件が密集する場所を避け、かつ、交通量が少ない安全な場所に運びます。また、移動監視者又は運転者は、食事その他やむを得ない場合を除き、当該車両を離れません。